平成２４年（フ）第３４８号
京都府宇治市木幡南山畑36番地の20
債務者　飛川　貞夫
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　久雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６１５号
札幌市中央区宮の森３条４丁目２番21号　大橋マンション３号
債務者　田中緋都美
1　決定年月日時　平成24年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中辻　　峻
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
熊本県天草市五和町手野１丁目3006番地２
債務者　山川由美子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第７２号
石川県河北郡津幡町字緑が丘４丁目124番地
債務者　道下嘉平治
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　桜子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月28日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２９号
山口市三和町17番31―607号
債務者　野村　　亘
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中光　弘治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
神奈川県厚木市長谷1604―３　Ｂ―201、住民票上の住所長野県塩尻市大門桔梗町17番15号　堀川住宅Ｂ号
債務者　小林　幾郎
1　決定年月日時　平成24年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　諏訪　雅顕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地１―404号
債務者　櫻井　研吾
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　則博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
愛知県稲沢市平和町下起中97番地２
債務者　伊藤　徳彦
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５５号
愛知県稲沢市平和町西光坊新町67番地
債務者　伊藤　正弘
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第５６号
愛知県稲沢市平和町西光坊新町58番地
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　達志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９９号
石川県白山市青葉台２丁目138番地
債務者　下田　　潮
1　決定年月日時　平成24年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蕪城　哲平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月19日午後３時35分
5　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６７号
奈良県葛城市南花内87番地２
債務者　阿比留祝夫
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６６号
奈良県御所市大字池之内587番地
債務者　桑田　宏美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
奈良県橿原市小槻町263番地の34
債務者　山本　光浩
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
奈良県橿原市小槻町263番地の34
債務者　山本　豊美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
山形市北町４丁目16番25―106号　北部アパートＥ
債務者　花輪　智高
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
山形市飯田３丁目８番31―１号、前住所東京都練馬区早宮４丁目38番11―103号
債務者　中村　哲士
1　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
山形地方裁判所民事部